

日本共産党杉並区議会議員

# くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2025. 1. 30 NO. 421

連絡先 荻窪5-15-19-704

☎ 080-5531-8236

区議会控室 ☎ 3312-2111 (内) 2319



↑ホームページ

## 東京都住宅局に

# 都営住宅の増設、戸数増を要望

1月24日、日本共産党杉並区議団は、原田あきら都議とともに、東京都住宅局の担当者と面談し、都営住宅の増設を要望しました。

## 公営住宅供給率 23区中19位

面談では、まず、杉並区の住宅をめぐる現状を伝えました。

①杉並区は、持ち家世帯の割合が低く（借家比率が高い）、借家のうち「民営借家」の割合が23区平均より高い。

②公営住宅（都営・区営）の人口当たりの供給率が杉並区は23区中19位。総世帯数に占める供給率も同じく19位で、区部平均の3分の1。

③2015～2024年で、世帯数が2万7398世帯増加しているにもかかわらず、公営住宅の合計数は87戸減少。



住宅局担当課長に、資料、要望書を手渡しました



### アンケートに寄せられた声

- 年をとっているのに住む部屋がない。都営住宅に入りたい。家賃のために働いているみたい。(80代)
- 公営住宅に入居したいのですが…。家賃が少ないところで生活出来ると安心ですが入居できずそれが一番の不安。(70代)
- 困っていること一家賃の負担 希望一都営住宅の増設。(80代 自営業夫婦)

### ■杉並区の都営・区営住宅

- ・供給戸数 3973戸
- ・総世帯数に占める供給率 2.1%
- 23区中19位 区部平均7%
- 1位 江東区 18.3%
- 2位 北区 16.2%
- 3位 足立区 15.2%

## 単身世帯を増やしていく方向

次に、共産党区議団のアンケートに寄せられた公営住宅の増設を求める声を紹介し、①都営住宅の増設 ②区内都営住宅の建て替え等を機に戸数を増設すること ③杉並区における区営住宅、高齢者借上げ住宅増設への支援、の3項目を要望しました。

都の担当者は「供給数について、地域によって偏在があることは認識している」としつつ、「都営住宅は現状で充足しており、増やす考えはない」との認識を示しました。

建て替えの際の戸数増については「従前の戸数は維持する。なるべく単身世帯を増やして行く方向」「事業用住戸（建て替えに伴う一時移転先）は必要以上には持たないようにしている」とこたえました。

お困りごと・ご相談は、お気軽に上記連絡先まで、お電話ください

# 後期高齢者医療保険 マイナ保険証 利用進まず

1月28日、東京都後期高齢者広域連合議会定例会が開催されました。

私は、杉並区選出の議員として出席し、来年度予算に関連してマイナ保険証について質疑しました。

## 17・47% 東京都全体の利用率

昨年12月2日から、紙の健康保険証の新規発行が停止となり、マイナ保険証への一本化が強行されました。

マイナ保険証をめぐっては、資格情報の無効、名前や住所が正確に表記されない、カードリーダーでエラーが出るなど、トラブルが発生していることが報告されています。

私の質疑で、都内の後期高齢者におけるマイナ保険証の利用登録者は、昨年11月時点で99万3247人、登録率は56・34%、利用率は17・47%と低い状況にあることが明らかにになりました。

また、都内の後期高齢者におけるマイナ保険証の利用登

録解除申請者数は、受付開始の昨年11月から12月上旬までに、約1100件あったことがわかりました。

私が、事前に杉並区へ問い合わせたところでは、114件の利用登録解除申請があったことがわかっていきます。区は、理由について問い合わせることはしていませんが、「持ち歩きたくない」「不安だ」という声が出されたとのことです。マイナ保険証への根強い不安や不信の現れだと指摘しました。

### ■ 杉並区のマイナ保険証保有率・利用率

#### ○国民健康保険

保有率（2024年10月時点） 45.83%

利用率（2024年7月時点） 12.20%

#### ○後期高齢者医療制度（2024年11月時点）

保有率 49.39%

利用率 15.41%

### ■ 杉並区のマイナ保険証利用登録解除受付件数

○国民健康保険（2025年1月22日時点）153件

○後期高齢者医療制度（2025年1月22日時点）114件

## R6年度住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金（3万円）、（18歳以下の児童がいる住民税非課税世帯には、1人当たり2万円のこども加算）の支給が始まります。

※対象世帯には1月27日から順次お知らせが発送されます。

### 令和6年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金（3万円）のお知らせ

（広報すぎなみ1/15号より）

6年11月22日に閣議決定された国の総合経済対策に基づく低所得者世帯への支援として、住民税非課税世帯に対し3万円を支給します。また、その支給対象世帯のうち、子育て世帯に対して児童一人当たり2万円の加算金を支給します。対象世帯には1月27日から順次お知らせを発送します。詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



〒167-8501 杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター ☎0120-378-233  
（午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く））

- 令和6年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金（3万円）  
支給金額 1世帯当たり3万円  
対象世帯 6年12月13日現在、杉並区に住民登録があり、世帯全員が6年度住民税非課税者で構成される世帯
- こども加算（2万円）  
支給金額 18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）1人当たり2万円  
対象世帯 令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金（3万円）を受給した世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している子育て世帯

なお、杉並区職員を騙り「物価高騰対策支援給付金」のことで、受給手続きを済ませたかどうかと尋ねたり、ATM（現金自動預払機）での受け取りを勧めたりする不審な電話が発生しているようですので、ご注意ください。

不審な電話がかかってきた場合は、すぐに杉並区役所保健福祉部管理課物価高騰対策支援給付金担当〔電話：03-3312-2111（代表）〕、警察署または杉並区振り込め詐欺被害ゼロダイヤル（電話：03-5307-0800）にご連絡ください。